

ロシアによるウクライナへの侵略を非難し、即時撤退を求める決議

本年2月24日、ロシアはウクライナに軍事侵攻を開始した。

他国の主権を侵害してはならないとする国際法に違反するものであり、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を慎まなければならない」とする国連憲章から大きく逸脱した行為である。

こうした力による一方的な現状変更は、欧州にとどまらず、国際秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態である。

また、ロシアが最強の核保有国の一つであることを改めて強調し、核抑止力部隊の警戒態勢を引き上げるなど、世界を威嚇し、人類の生存権さえ脅かしている。

本町は、人類共通の願いである世界の恒久平和を念願し、再び悲惨な過ちを繰り返すことがないように、「平和の町」を宣言している。今回の事態は、その願いと努力をも無にするものであり、到底容認できるものではなく、これまで積み上げてきた北海道と隣国であるロシアの関係にも、大きな禍根を残す結果になりかねない。

よって、美深町議会は、ロシアによるウクライナへの侵略を厳しく非難するとともに、ロシアが国際法を遵守し、ロシア軍の即時の攻撃停止と撤退を行うよう、強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月18日

美 深 町 議 会

(提出先) 駐日ロシア連邦大使館
在札幌ロシア連邦総領事館
(提出者) 全議員